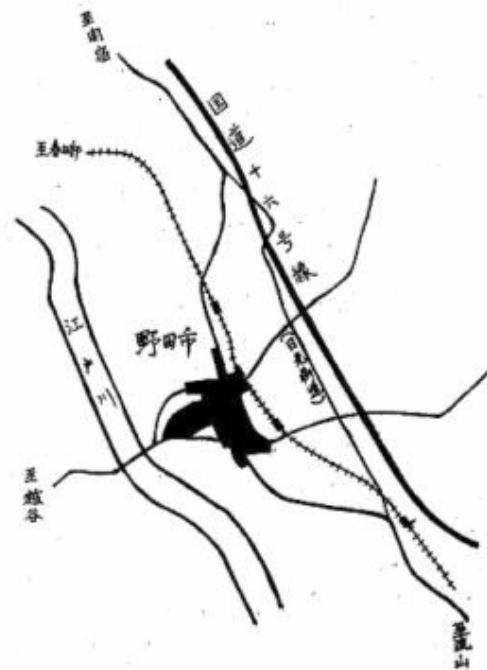


日光街道脇往還について

木原 敬也

「街道」の名称が残っている程度である。昭和七年九月二十五日に(財)興風会が当時の野田町の古老十一人を招き、郷土の歴史・地理をはじめ、人情・風俗に及ぶもうもの問題の座談会を催した。このときの記録である「野田町懐古座談会記録」には、座長の質問に答えた古老人一人は「宮崎地区を走る日光街道は江戸時代、日光におもむく大名のうち、格式に低い大名が利用した脇道である」というような話をしている。



二、五街道と脇往還

五街道 宝暦年間の幕府の見解は五街道として

一、東海道 品川から守口迄

美濃路 名護屋から大垣迄

佐屋廻り 岩塚から佐屋迄

一、中山道 板橋から守山迄

一、日光道中 千住から鉢石迄

壬生通 板橋から岩淵迄

一、奥州道中 白沢から白川迄

一、甲州道中 上高井戸から上諏訪迄

右、五口五海道と申、道中御奉行御支配ニ御座候、以上

一、はじめに

野田市にもあった“日光街道”

野田市の市街地の東側に広がる松林の中を、ほぼ国道十六号線に沿って走る道路があるが、この道路を土地の人々は前から“日光街道”と呼んでいる。例えば、この道路を運行するバスの停留所名には「日光街道入口」や「山崎宿」がある。

しかしながら、この“日光街道”については地元でも詳しいことはほとんど流れ去られ、わずかに「日光

寅十一月

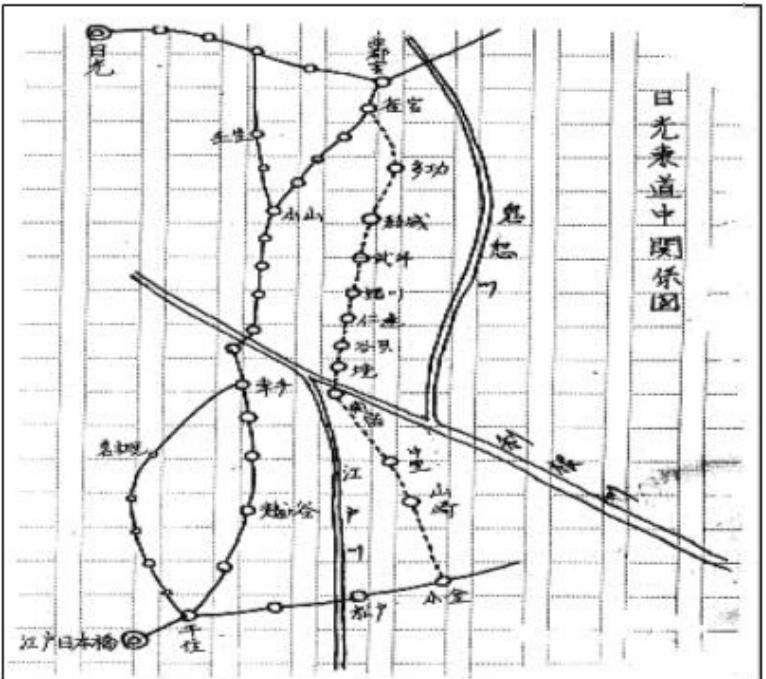
大伝馬町

馬込勘解由

とあり、道中奉行の支配にある美濃路その他も含んでいた。さらに後に例幣使街道・本坂道が道中奉行の支配に加えられた。

五街道は道中奉行の支配に置かれ、宿場が設けられ、

日光東道中関係図



例えば、水戸街道の小金町（千葉県）では、御定人馬の規定はなかったが、町内の有馬を以って繼立することになっており、年々によって馬の数に増減があったものと思われる。しかし後には小金町の有馬は、八人・八疋と定められ、この内二人・二疋は水戸家早飛飛脚御用の因人馬とした。

三、日光東道中

日光道中の脇道として利用されたと見られるが、図に示した通り、水戸街道の小金宿より分かれ、野田・関宿・結城を経由し、多功宿（栃木県）を経て、日光道中の雀宮宿に合流する道筋でこの間十宿を数える。この道は『下総国旧事考付図』や野田市近在に残された江戸時代の絵図にも、描かれており、現在でもこの街道筋には交通に関係すると見られる“宿”（野田市及び茨城県三和町）“海道”（関宿町）等の地名が残されている。

また、数年前までは、関宿町二川地区には、道路沿いに見事な松並木が残されており、街道の面影をよく残していたが、今は付近の開発や病害虫等によりだいぶ枯死しまい、その面影は失われてしまった。

街道の名称 名称については、日光東街道（松戸市史）東日光街道・日光東往還・日光東道中（いずれも野田近在の村々に残された文書）等と呼称されていたが、本稿では一応、“日光東道中”とした。なお、その後の調査により、寛政年間幕命により道中奉行が編修した「五海道其外分間見取延絵図」には五街道をはじめ幕府所管の二十六道が詳細な絵図として収められているが、“日光東道中”に相当する道は“関宿通多功道”となつており、これが正式な名称である。

脇往還にも宿場はあって人馬の用意は行われていたが、ただその数が少なかつたり機構が不備であったことは免れなかつた。それらの宿場でも御定賃錢が定められていて、公用の旅行者や物品は御定賃錢で継ぎ送つた。

た文書に

山崎村の義者、日光東往還駅場ニ有之、尤御老中様
其外大通行之節者、近村々より助郷人馬相勤候得共、平
日茂日々諸家様御繼立御座候得共、定助人馬無之、一村
勤ニ而小前一同困窮仕詰居

とある。また、同じ街道筋の村である今上村や清水村
(いすれも野田市)の村・明細帳には「日光御参之節、
山崎宿へ加助郷相勤申候」及び「日光御社参之節ハ御
用近村山崎村中里村人馬相勤申候」等とあり、この日
光東道中は平常より小規模の繼立を行っていたが、代
通行、なかでも日光社参の折は、近隣村々に助郷を触
当てを行ったことが知れる。

結城使行

日光社参等の大通行とは別に、平常の日光東道中の
様子を伝えるものは現在のところほとんど残されて
いない。ただ、わざわざに平常の日光東道中の様子を伝
えるものとして「結城使行」がある。元禄十七年、結
城の領主水野日向守勝長の家老水野織部長福は、城地
見分のため、江戸から結城を往復し、この時の道中の
模様を『結城使行』として著している。これによると
水野長福の一行は、往路は日光道中を通行し、小山よ
り脇道に入り結城に到っている。しかし、帰路は日光
東道中に道をとり、武井・北諸・諸川・谷貝・境・関
宿を通り柏壁に抜けている。なお、この時水野長福の
一行は武井で駕籠を馬に替えて、途中の諸川・仁連で
は馬を継がず、境町まで通して使っている。

また、境町から船で利根川を渡ったが、境町のにぎ
わいは「今朝より今までの間はたぐひなかりき」と述
べており、境町の賑わいもあることながら途中の道が
淋しかったことがうかがえる。

四、日光社参

日光社参とは、「元和二年四月十七日、家康が波乱
万丈の七十五年の生涯を閉じ、その翌年三月遺命によ
り靈柩を下野日光山に遷葬して東照宮を成立したこ
とにはじまる。即ちその年の四月に一周忌に告ぐ嗣子
二大将軍秀忠が参詣したのをはじめとして、後の將軍
の参詣がしばしば行われ、最後の日光社参である天保
十四年(一八四三)十二代將軍家慶の社参まで合計十
九回を数える」とあるように、神祖家康を祭る東照宮
に將軍が参詣するもので、はじめのうちは質素なもの
であったが、後に幕府を挙げての大行事となつた。

日光社参は莫大な費用を要するものとなつたため、
四代將軍家綱以降は表に示したように、数十年に一度
づつわざか四回実施されただけであった。

將軍の日光社参の日程は、おおむね四月十三日に江
戸城を出発し、十七日家康廟を参詣し(後には家光廟
も加えられた)二十一日に帰城する八白九日の日程で

將軍及び嗣子	年 月	備 考
2代 秀忠	元和3年(1617)4月	
同	元和5年(1619)10月	同年5月上洛10月帰城
同	元和8年(1622)4月	宇都宮釣天井伝説起ころ
嗣子 家光	元和9年(1623)4月	
3代 家光	寛永2年(1625)7月	家光眼を病み延期
大御所 勇忠	寛永5年(1628)4月	家康 第13回忌
3代 家光	同	
同	寛永6年(1629)4月	
同	寛永9年(1632)4月	父秀忠正月薨去のため今市にて遂拝
同	寛永11年(1634)9月	
同	寛永13年(1636)4月	
同	寛永17年(1640)4月	
同	寛永19年(1642)4月	
同	慶安元年(1648)4月	
嗣子 家綱	慶安2年(1649)4月	
4代 家綱	寛文3年(1663)4月	
8代 吉宗	享保13年(1728)4月	
10代 家治	安永5年(1776)4月	
12代 家慶	天保14年(1843)4月	家康 第33回忌 家綱 鹿9歳

あった。

また、日光への道筋は、初めの内は定まってないようであるが、後には川口・岩槻・幸手・古河・宇都宮・大沢・日光の道筋、つまり御成道経由の日光道中通行にほぼ定まった。

中山道藤宿と日光社参

この日光社参は、幕府を挙げての大行事であつただけに、将軍主従の通行街道筋では、その準備と対応は莫大な負担となつた。

例えば天保十四年の日光社参の時は、将軍家慶一行は恒例のとおり御成街道を通行して日光に向かった。

中山道は御三家及び御三卿が通行しているが、この時中山道藤宿の岡田本陣は、前年の一月より紀伊屋張水戸家の家中の幕府役人巡察が相次ぎ、その対応に忙殺された。いよいよ日光社参を間近にした四月に入ると、日光御用関係の通行が多くて、他の「諸家方之御通行」は日々に相減り「御参勤交代無之」き状態となつて、日光社参一色に塗りつぶされた。

そして、五日・六日・七日と御三家の長持等の通行が相次ぎ、あまりに「御用向繁多に付暫日記延日に付天相之義既と難被知候」と悲鳴を上げる有様であった。

五、安政五年の日光社参と日光道中

安永の日光社参は、将軍家治により安永五年に実施された。『浚明院殿御実記』によると、明和九年（一七七二）に一度日光社参が計画されながら中止された

いきさつがあり、安永四年（一七七五）に改めて、日光社参の命令が発せられた。およそ一年にわたり本格的な準備が進められ、翌五年四月に実施されたもので

ある。

この時の様子は四月十三日、子の刻（午前〇時頃）まず、奏者番安藤対馬守信成が、旗・鎧・弓・鉄砲隊で固め馬上二十騎で江戸城を出発し、将軍家治は辰の刻（午前八時頃）過ぎるころ江戸城を発輿した。これに従う者は、老中松平右近將監武元、同じく田沼主頭意次等の幕閣重臣をはじめ、諸役人を従えた人々の耳目を驚かす大行列であった。

将軍家治は、川口の錫杖寺にて昼食を取った後、この日は岩槻城に宿泊している。日光までの行程は表に示した通りであるが、御成道経由の日光道中を通行して日光に到っている。

月 日	休泊地	休泊の別
4月13日	江戸城 芦與 王子村 金輪寺 川口 錫杖寺 戸塚村 円寿院 岩槻城	小休 昼休 小休泊 小休 昼休
14日	塵宝村 宝田寺 幸手 聖福寺 栗橋 堀上 古河城 友村 八幡宮 小金井 寂眼寺 石橋 開雲寺 宇都宮城	宿泊 小休 昼休 昼休
15日	上巣次郎 安義院 大沢 龍藏寺 今市 如来寺 日光山 本坊	宿泊 小休 昼休 宿泊
16日	東照宮・家康墓・家光廟詣 日光山 本坊 日光山 下山	宿泊
17日		
18日		

こうして、家治は十七日に東照宮及び家光廟を参詣し、翌十八日に日光を立ち、帰路は往路と全く同じ道筋を通って二十一日に帰城している。

日光東道中と安永の日光社参

この安永の日光社参に際して、日光道中は重要な係りを持った。すなわち今上村（野田市）に残された記録によると

安永五申年日光御社參東通

御大名

四月八日 大久保伊豆守様 知行三万石 山崎宿御泊り

泊り

四月九日 酒井左衛門様 御泊り 拾四万石

四月十日 青山下野守様 御昼休 五万石

〃 十日 戸田采女正様 御小休 拾万石

〃 十日 榊原式部大輔様 御泊り 拾五万石

〃十一日 松平能登守様 中里泊り 三万石

〃十一日 松平伊予守様 御休 七万石

〃十一日 奥平大膳太夫様 御休 拾万石

〃十一日 内藤紀伊守様 御泊り 五万九千石

〃十二日 植村出羽守様 お休 式万五千石

〃十二日 松平紀伊守様 お休 五万石

となっている。

これら日光山要所の警備の大名の通行に際しては、日光東道中に近い下總国印旛郡内で二十一ヶ村、同国葛飾郡内で十八ヶ村の計三十九ヶ村は、勅高一万九二七石の助郷人馬を山崎宿へ出すよう触当てられた。

とあり、大名十一家が日光社參のため、四月八日から十二日にかけて日光東道中筋の山崎宿や中里宿(いざれも野田市)に休息または宿泊したことが知れる。これら将軍に先発して、日光に向かった十一家の大名は下野大沢宿より日光山要所を警護するという大きな役目を持った大名であることがわかつた。すなわち安永五年二月の発行になる「安永五申年日光御社參御役附」によると

日光山

事

為取替議定一札之事

一日光就御社參ニ山崎宿當分助郷左之村々被仰付候

合を開き、繼立方法などの相談を重ねた。しかし、前回享保十三年(一七二八)に行われた吉宗の日光社參以来四十数年ぶりの日光社參に伴う大通行であったので、助郷の出し方について判らないことがあり、伊奈半左衛門役所からの指示があり、次のような議定を取り交わした。

一人馬勤方之義者伊奈半左衛門様御役所へ宿助郷双方より以書附御窺奉申上候 右日光御掛リ秋元助

右衛門殿被仰聞候ハ宿人馬員數ハ無之候得共有合之人馬差出し可相勤旨其餘ハ助郷村々ニ而先触ニ

隨ひ幾重ニ茂人馬差出由被仰付候依之宿助郷熟談之上義定仕候ハ宿人馬拾五人拾五疋之内五疋ハ急

▼外山入口 拾万石 榊原式部太夫

▼同所 五万九千石 内藤紀伊守

▼瀧尾地蔵堂前外山道見共 七万石 松平伊予守

▼足尾寂光口 五万石 松平紀伊守

▼小来川口 三万石 松平能登守

▼瀧円坊坂口 二万五千石 植村出羽守

▼於日光火消御勤番 三万石 大久保伊豆守

▼後勤番御固御番所
▼大沢 今市入口 十四万石 酒井左衛門尉
▼今市町より日光山出口奥州道 拾万石 戸田采女正
▼今市より鉢石之間古道口 五万石 青山下野守
▼新町入口 拾万石 奥平大膳太夫

御用入馬ニ除氣残拾人拾疋ハ日々ニ差出置余者助
郷村々ニ而義定ニ茂差出相勤可申候事

右之通宿助郷馴合熟談仕上ハ双方以来申分無御座候
仍而如件

安永五年申四月

中里宿の次の宿場は関宿町である。当時、関宿藩の領主は久世大和守広明であった。久世家の年譜から日光社参関係の記録を拾うと次の通りであり、日光社参に際して、日光東道中筋の領主の対応を知ることができます。

このことから、山崎宿には御定入馬が定められていなかったことが判る。

日光社參と関宿藩

同日 酒井左衛門尉様
同日 青山下野守様 江戸町御泊へ干餽鈍
一筆

十一日 樺原式部大輔様 正右衛門罷出境町御

一筆

同日 松平伊予守様塩鈍一筆
同日 奥平大膳太夫様

十二日 松平能登守様・内藤紀伊守様・植村出羽守様御通 能登守様 紀伊守様へハ御休泊へ干餽鈍一筆ツト

十四日 井伊掃部頭様御通 外記罷出境町御休へ杖梯一箱

廿日 井伊掃部頭様 松平伊予守様御下山御通外記罷出御休泊へ干餽鈍一筆ツツ

廿一日 戸田采女正様御下山境町御泊へ塩鈍休へ杖梯一箱

一筆

同日 松平能登守様

廿二日 夜九ツ半若殿様御発駕御供二同

同日 内藤紀伊守様御下山御通境町泊

五月朔日 若殿様御帰府之御見

十三日 若殿様御社参済御祝儀御能御拝見

安永四丙申

三月十五日 若殿様御社参中御暇被蒙仰

四月 一日 御社参ニ付百^ノ御條目御家中ノ面々被召

召山申渡

三日 若殿様御城着

五日 若殿様町方並長井戸部御巡見

九日 大久保伊豆守様御通境町御休へ塩鈍

一筆進候

十日 戸田采女正様 正右衛門罷出境町御

日光山警護の大名

ところで、この安永の日光社参の前後の日光社参、つまり享保十三年（一七二八）および天保十四年（一八四三）の日光社参の時の記録も野田市近在の村々に多少残されている。これらの記録から、いずれも日光社参に際しては山崎宿・中里宿は、近村々に助郷を触当て継立てをしたことが知れる。また安永の日光社参同様、山崎宿および中里宿に休泊した大名名を知ることができる。このうち享保の日光社参の

泊へ餽鈍一筆

資料は残されたものが少なく、通行した全ての大名を知ることはできなかったが、表の通りまとめた。

『有徳院殿御実記』および『慎徳院殿御実記』によると、これら表に示した大名はいずれも日光山要所の警護に当たっており、少なくとも享保の日光社参以降においては日光東道中は日光山要所の警護の大名の通行路であったと思われる。

しかし、宿場の問屋や本陣については天保の日光社参触当て伝馬を努めたことが知れる。

日光東道中の伝馬

このような日光社参に際しては、脇往還である日光東道中は先に述べたように臨時に近隣村々に助郷を触当て伝馬を努めたことが知れる。

宿場	役職	氏名
山崎	本陣	吉岡 猶蔵
	問屋	吉岡 金太郎
	同	中村 熊太郎
中里	本陣	染谷 新右衛門
	問屋	西山 庄左衛門
	本陣	会田 久兵衛
関宿	問屋	下津谷 錄太郎
	同	藤田 安左衛門
	本・問	青木 兵庫
境	問屋	小松原 五右衛門
	本・問	初見 新兵衛
	本・問	鈴木 善右衛門
谷貝	問屋	中村 三郎兵衛
	本・問	小林 藤兵衛
	本・問	武井 善右衛門
仁連	問屋	青藤 権右衛門
	本・問	渡辺 友四郎
	本・問	高植 作左衛門
諸川	問屋	高萩 長左衛門
	同	間 弥兵太
	本・問	谷中 善兵衛
武井	本陣	
	問屋	
	同	
結城	問屋	
	同	
	本・問	
多功	同	
	同	
	本・問	

の時の各宿場の問屋および本陣の役人を知る程度での詳しいことは判っていない。

ただ、次に示した中里宿の問屋出入一件から日光東道中筋の問屋設置のいきさつの一端を知ることができる。

中里宿の御料名主七郎左衛門は享保十三年の日光社参の折、問屋役を仰せつかった。しかも自分の屋敷は町の真ん中にあり、その上問屋場を建てるほどの空き地があるので、自分の屋敷を問屋場にすることにした。ところがこの決定に対して同村の私領名主只右衛

門が異議をさしはさみ、せっかくの決定を妨害し、その上只右衛門等の行いには不正や勝手な振る舞いもあつたとして代官所に訴え出ている。これに対し、只右衛門等は次のように反論している。

一、諸大名様御通ニ付、問屋場立置可申、又名主組頭相談を以場所相極め可申候処に、七郎左衛門申候ハ我等居屋舗に立置可申と申候、只右衛門申候ハ、七

郎左衛門と只右衛門との間に町真中之御定抗御座

候間、此所立可然と申候……

とあり、結局中里宿に問屋場を二ヶ所設け、七郎左衛門、只右衛門はじめ四人の名主が一日交代で問屋役を務めることになった。

以上述べたように、脇往還は五街道に比べ機能や設備も劣り、その重要度も低かった。それだけに余り研究も進まず、ほとんど注目されていない。
たまたま少しの契機により、脇往還の一つである日光東道について調査したが、力不足のため十分な解明ができず、また誤謬もあるかと思われる。今後とも調査研究を継続したいと考えており、先輩諸兄のご指導をお願いする次第です。

※ 8 野田市旧今上村松本家文書『安永五年日光御社參山崎宿勤高』

※ 9 『関藩年譜』

※ 10 『野田市史料集 第一集』第八集のうち※ 6、文書『享保十三年日光社參問屋出入一件書』その

他

参考資料

・『野田市史料集』(第一集)第八集 野田市史編纂委員会

・『野田文化』野田地方文化研究会 野田地方文化団体協議会

・『野田シリーズ』野田地方文化団体協議会

・『越谷市史』(史料編一、二) 越谷市役所・『校戸市史』(中巻)

・『国史大系』

・『宿駅』児玉幸多

・『近世宿駅の基礎的研究』

・『日光街道繁盛記』本間清利

・『五街道』東京美術刊

・『日光御成道 島ヶ谷宿本陣 船戸家文書』船津喜助編

・『古志賀谷』越谷市郷土研究会

・『安永五申年 日光御社參御役附』浅草駒形町秩父屋十郎他元版

・『日光東道往来資料調査』佐藤真

※ 1 『野田文化 第十集』野田町懐古座談会記録

※ 2 宝暦八年の道中方御勘定の見解

※ 3 『松戸市史 中巻』

※ 4 下総国庄内領霞絵図 他

※ 5 東京美術刊『五街道 No.5』および出版案内

※ 6 野田市旧瀬戸村岡田家文書『寛政年間 水戸家御

鷹場御免の案文』

※ 7 船津喜助編『日光御成道 島ヶ谷本陣 船戸家文